

# 知財法務の勘所Q&A（第37回）

---

## 種苗法改正案とその見送り



アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
弁護士 小松 侑太

**Q1** 種苗法とはどのような法律ですか。

**A1** 種苗法とは、知的財産法の1つであり（知的財産基本法2条1項、同条2項）、新品種の保護のための品種登録に関する制度等を定めている農林水産省所管の法律です（種苗法1条<sup>1</sup>）。

特許登録により特許権が発生するのと同様（特許法66条1項）、種苗法においては、品種登録によって育成者権が発生します（種苗法19条1項）。そして、育成者権者は、品種登録を受けている品種（以下、「登録品種」といいます。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有します（種苗法20条1項本文）。

2020年3月3日、種苗法の一部を改正する法律案（以下、「本改正案」といいます。）が国会に提出されましたが、同年5月20日、本改正案の第201回国会（令和2年常会）での成立を見送る方針を政府与党が示したとの報道がなされました<sup>2</sup>。そして、同年6月17日には本改正案の成立が見送られ、継続審議になることが決定した旨の報道がされました<sup>3</sup>。本改正案に関する今後の動向は不明瞭ですが、以下では、本改正案の概要等について解説をしていきます。

- 
- 1 種苗法1条「この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。」
  - 2 毎日新聞『「種苗法改正案」今国会成立を断念へ 柴咲コウさんの懸念ツイートで慎重論拡大』  
<https://mainichi.jp/articles/20200520/k00/00m/010/195000c>
  - 3 NHK『種苗法改正案 今国会での成立見送り 継続審議に』  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200617/k10012473841000.html>